

「一般旅客定期航路事業、旅客不定航路事業、一般不定期航路事業（旧届出事業）」を經營する者が令和9年3月31日までに管轄の運輸局等へ届出等を行っていただきたい事項について（ご案内）

1. はじめに

「一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業」を經營している事業者は、海上運送法改正に伴い令和9年3月31日までに管轄の運輸局等に対して各種手続きを行っていただくようお願いします。

以下でそれぞれについて説明しておりますので、内容をご確認ください。

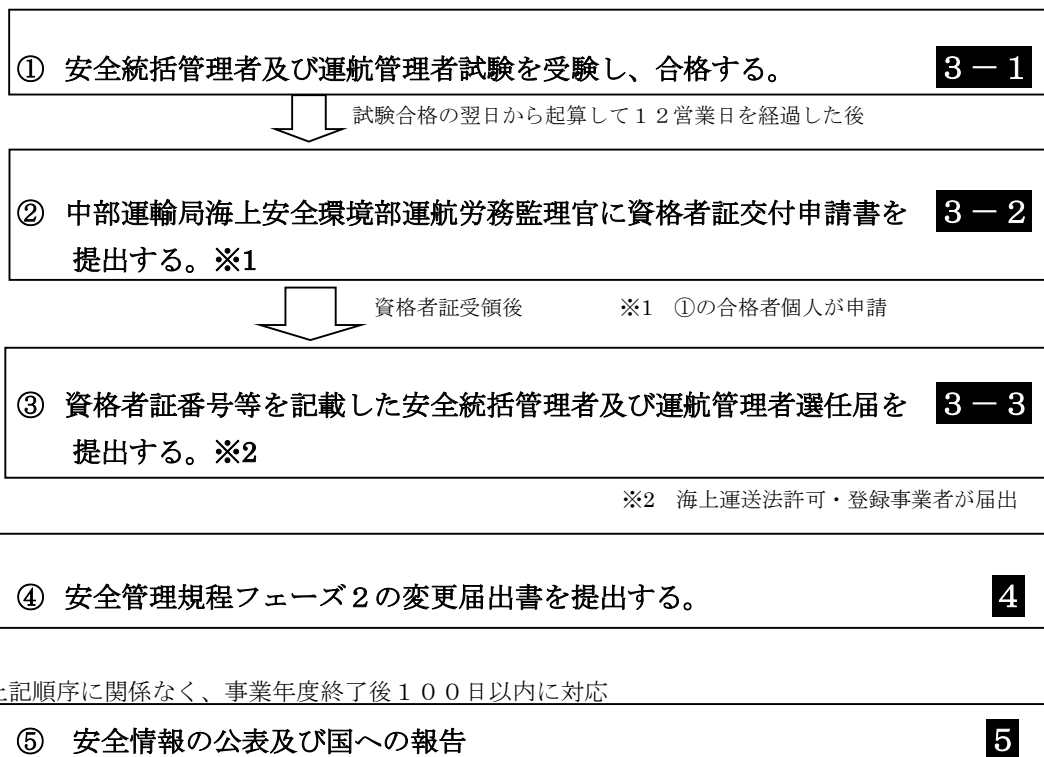
なお、本資料は一般的な内容となりますので、詳細については記載の URL から各ホームページをご確認ください。

2. 行っていただきたい手続きについて

運航労務監理官へ行っていただきたい手続きとしては以下のとおりです。

- ・安全統括管理者及び運航管理者に関する手続き
- ・安全管理規程フェーズ2の変更届
- ・安全情報の公表及び国への報告（事業年度終了後100日以内に対応）

◎主な手続きの流れ ※③、④は管轄の運輸局、運輸支局や海事事務所へご提出ください。



3.安全統括管理者及び運航管理者に関する手続きについて

令和9年度（令和9年4月1日）より安全統括管理者・運航管理者は資格者証を持った者から選任する必要があり、**令和9年3月31日までに以下3つの手続きを順番に行う必要があります。**

- ① 安全統括管理者・運航管理者の試験に合格すること。
- ② 資格者証請求書を運航労務監理官に提出し、資格者証を受領すること。
- ③ 資格者証に基づいた安全統括管理者、運航管理者の選任届を提出すること。

3-1.安全統括管理者・運航管理者資格者制度の試験について

安全統括管理者・運航管理者の試験を受験し、合格する必要があります。
下記URLから試験の申込みを行い、試験に合格してください。

- ・申込URL→https://www.prometric-jp.com/examinee/test_list/archives/93

※試験区分

○安全統括管理者

総合安全統括管理者試験（20トン以上の船舶、20トン未満の船舶の両方を運航する場合）

大型船舶安全統括管理者試験（20トン以上の船舶を運航する場合）

小型船舶安全統括管理者試験（20トン未満の船舶を運航する場合）

○運航管理者

総合運航管理者試験（20トン以上の船舶、20トン未満の船舶の両方を運航する場合）

大型船舶運航管理者試験（20トン以上の船舶を運航する場合）

小型船舶運航管理者試験（20トン未満の船舶を運航する場合）



試験問題については、下記ホームページにおいて問題例を掲載しております。

- ・URL→<https://kaiyokyoiku.jp/home/safety-generalmanager-exam>
（クリック後、「試験科目・問題例」をクリック）



3-2.安全統括管理者及び運航管理者の資格者証の申請について

試験に合格し、資格者証の交付を申請しようとする場合は、試験合格の翌日から起算して12営業日を経過した後に、住所地を管轄する地方運輸局（運航労務監理官）まで資格者証の申請を行っていただく必要があります。

下記URLのご案内を確認いただき、住所地を管轄する地方運輸局（運航労務監理官）あて申請手続きをお願いします。

申請の際は試験合格に加え、一定の実務要件が必要となりますのでご注意ください。

- ・ご案内URL：<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/axnnai.pdf>



・様式URL

安全統括管理者資格者証交付申請書：

https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/kaian/koufushinseisho_antoukan.docx



運航管理者資格者証交付申請書：

https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/kaian/koufushinseisho_unkoukan.docx



○令和8年度（令和8年4月1日）以降の安全統括管理者・運航管理者の資格者証の受給に必要な経験要件

令和8年度以降（既存事業者は1年間の経過措置あり）の経験要件				
安全統括管理者			運航管理者	
船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	1年以上	船長としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
	船長又は乗組員としての業務		甲板部の職員としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
	ISMコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務		機関部又は無線部の職員としての業務	2年以上 (貨物船は3年)
	(令和8年度以前の)安全統括管理者としての業務		運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務(令和8年度以前の経験を含む。)	1年以上
内航海運業及び(遊漁船業等)	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。)	3年以上	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶運航管理者資格者証に限る。)	3年以上
	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」(令和5年6月国土交通省大臣官房運輸安全監理官)5(4)1)に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	1年以上	-	-

※総合安全統括管理者資格者証及び大型船舶安全統括管理者資格者証については、大型船舶の経験でなければならない。

※経験年数の通算が可能。(例：船舶運航事業の船長と運航管理補助者の経験それぞれ半年ずつで、安全統括管理者資格者証を申請可能)

3-3. 資格者証を受領された方の安全統括管理者及び運航管理者の選任について

3-2で資格者証を受領後、資格者証に基づいた安全統括管理者と運航管理者の選任届を管轄の運輸局、運輸支局や海事事務所あて提出する必要があります。現在資格者証をお持ちでない方を選任されている場合、改めて資格者証を受領した後、選任届を提出する必要があります。

様式URL：<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/shinsennin.docx>



3-4. 船長と運航管理者の兼務の禁止と除外規定について

今後、船長が運航管理者を兼務する場合は、船舶の運航中、運航管理員が陸上で勤務し、運航管理者兼船長と常に連絡がとれ、陸上側での対応ができる体制を構築いただく必要があります。

ただし、一般不定期航路事業の事業者で、以下のすべての条件を満たす場合は、「船長を兼務する運航管理者」及び「陸上に配置される運航管理員」の双方が追加講習を受講することで、例外的に兼務が可能となります。

また、講習終了後は、受講報告書を管轄の運輸局、運輸支局や海事事務所あて提出する必要があります。

(条件)

- ・常時運航する船舶が1隻のみであること
- ・船舶の総トン数が20トン未満であること
- ・旅客定員が13名未満であること

・兼務講習の案内：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000062.html



・兼務講習の報告書様式：<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/kenmuhoukoku.doc>



4. 安全管理規程の変更について

海上運送法の改正事項を反映した安全管理規程（フェーズ2）に変更していただくために、安全管理規程の変更届出の提出が必要となります。

下記からひな形をダウンロードし、チェックマニュアルを確認しながら加筆修正をして、令和9年3月31日までに管轄の運輸局、運輸支局や海事事務所あて提出をお願いします。

・安全管理規程フェーズ2の変更届について（ご案内）：
<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/kiteiannai.pdf>



・ひな形、チェックマニュアル、様式：
<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/yusonoanzen.html>



5. 安全情報の公表及び国への報告について

人の運送をする事業者は、事業者の氏名・住所や使用船舶に備え付けられている救命設備等の安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のホームページ等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国への報告が必要になります。

- ・提出先及び安全情報の公表内容：

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/anzenjofo.pdf>



- ・国への報告様式：<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/24.xlsx>



6. その他海上運送法改正事項について

令和4年に発生した知床沖での遊覧船事故を踏まえ、今回案内した改正事項以外にも、海上運送法等の改正が行われております。すでに施行されている改正事項、施行が今後順次予定されている改正事項がございます。

- ・届出事業者の登録制度への移行について（令和7年度から）

旅客船の総合的な安全・安心対策を講ずることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）により、届出制としていた「人の運送をする不定期航路事業」は登録制に改められ「一般不定期航路事業」に事業区分の変更がされました。

令和7年3月31日をもって届出制は終了し、令和7年4月1日から登録制が開始されます。令和7年3月31日までに届出している「人の運送をする不定期航路事業」には経過措置が設けられており、令和9年3月31日までは引き続き事業を営むことが可能ですが、経過措置の満了日（令和9年3月31日）までに登録申請がされない場合、令和9年4月1日以降は事業を継続することができず、再度事業を営むためには新たに登録が必要となります。

詳細・申請書等：<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaishin/touroku.html>



なお、上記改正事項以外にも法改正が行われておりますので、下記国土交通省ホームページをご確認ください。

- ・検索→「旅客船の総合的な安全・安心対策 国土交通省」
- ・URL→https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000086.html



○お問い合わせ先

中部運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

〒460-8528

名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館

TEL : 052-952-8012

FAX : 052-952-8054